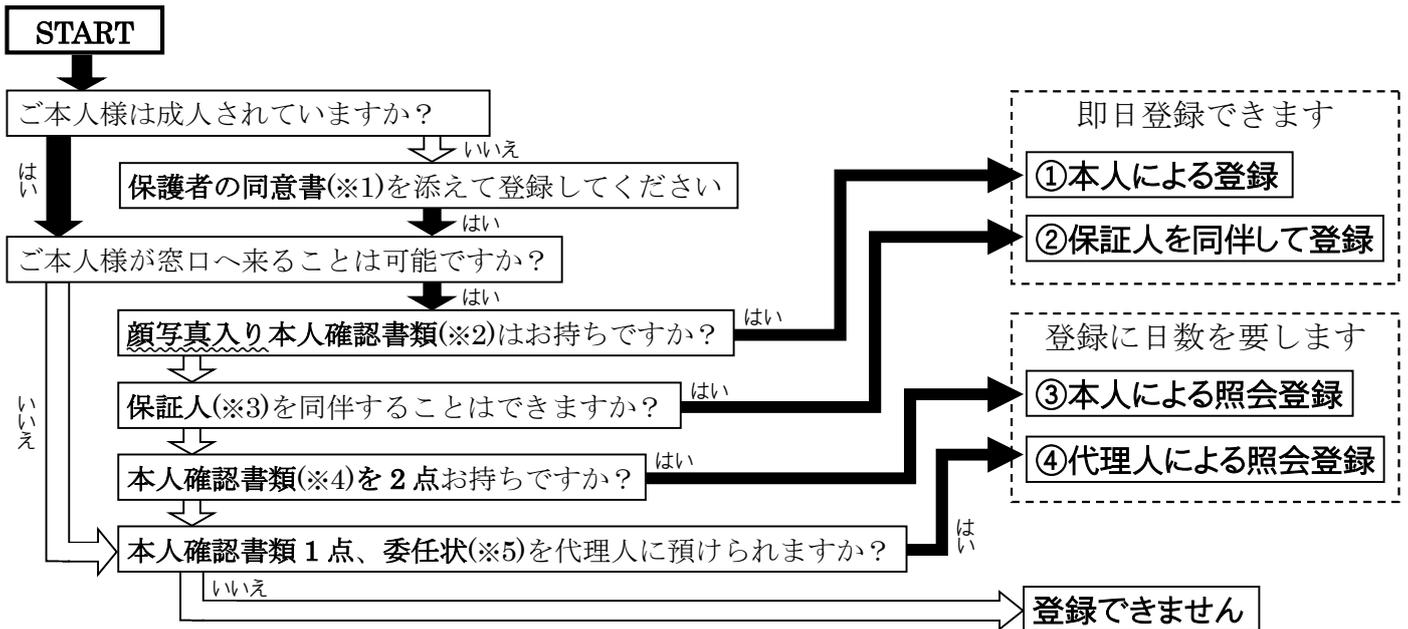


印鑑登録の手順

印鑑登録証明書の交付には、印鑑登録の手続きが必要です。お持ちの本人確認書類や登録者本人の来庁の有無によって手順が異なりますので、以下のフローチャートに従い登録の手順を確認してください。

また、登録の際の留意事項（登録できる印鑑など）については裏面をご確認ください。



※1 保護者の同意書…未成年の方が登録する場合は、保護者の同意が必要です。同意書(用紙は市民課、庄川支所市民福祉課、市ホームページにあります)に父母どちらかの署名をもらい登録の際にご提出ください。

※2 顔写真入り本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなど。

※3 保証人…砺波市で印鑑登録をしている方で、窓口にて保証書にご署名と押印をいただける方。

※4 本人確認書類…※2に加え、被保険者証(健康保険、後期高齢者、介護保険)、学生証、年金手帳など。

※5 委任状(代理人選任届)…代理人が来庁される場合は本人直筆の委任状(用紙は市民課、庄川支所市民福祉課、市ホームページにあります)が必要です。本人の直筆が難しい場合は個別にご相談ください。

①本人による登録

登録したい印鑑 顔写真入り本人確認書類 をお持ちになり、本人が窓口へお越しください。

②保証人を同伴して登録

以下のものをお持ちいただき、本人と保証人が一緒に窓口へお越しください。

本人…登録したい印鑑 本人確認書類 1点

保証人…印鑑登録されている印鑑 砺波市印鑑登録カード

●③、④の照会登録について

照会登録では郵便による確認を行うため、2回来庁していただく必要があります。

1回目のご来庁では仮登録をしていただきます。仮登録の後、照会文書を本人様宛に郵送いたします。

2回目のご来庁の際に、必要事項が記入された照会文書をお持ちください。

持ち物は以下の通りです。なお登録までに日数がかかりますので、余裕を持ってお手続きをしてください。

③本人による照会登録

1回目のご来庁…登録したい印鑑 本人確認書類 2点

2回目のご来庁…登録したい印鑑 本人確認書類 2点 郵送された照会書

④代理人による照会登録

1回目のご来庁…登録したい印鑑 代理人の本人確認書類 1点 委任状

2回目のご来庁…登録したい印鑑 代理人の本人確認書類 1点

登録者本人の本人確認書類 1点 郵送された照会書